

第3章 地域医療の推進

第1 地域医療の確保

1 休日医療の確保

(1) 休日診療（昼間診療・準夜診療）

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	実施日数	合計	取扱件数					
			昼間診療			準夜診療		
			当番医	協力医	計	当番医	協力医	計
平成25年度	71	9,111	7,937	-	7,937	1,174	-	1,174
平成26年度	72	10,672	9,197	-	9,197	1,475	-	1,475
平成27年度	72	9,432	8,257	-	8,257	1,175	-	1,175
平成28年度	72	10,238	8,930	-	8,930	1,308	-	1,308
平成29年度	72	10,398	8,952	-	8,952	1,446	-	1,446
4月	6	738	613	-	613	125	-	125
5月	7	950	852	-	852	98	-	98
6月	4	330	289	-	289	41	-	41
7月	6	739	632	-	632	107	-	107
8月	5	409	359	-	359	50	-	50
9月	6	674	618	-	618	56	-	56
10月	6	538	470	-	470	68	-	68
11月	6	698	608	-	608	90	-	90
12月	8	1,681	1,431	-	1,431	250	-	250
1月	8	2,027	1,683	-	1,683	344	-	344
2月	5	1,043	896	-	896	147	-	147
3月	5	571	501	-	501	70	-	70

(注) 昼間診療時間（午前9時～午後5時）1休日4施設、準夜診療時間（午後5時～午後10時）1休日2施設で、在宅輪番方式により実施している。

(2) 休日歯科応急診療

休日における急病患者的の医療を確保するため、地区歯科医師会の協力を得て応急的な医療体制を確立し、区民の利便に供している。

月別利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施日数	71	72	72	72	72	6	7	4	6	5	6	6	6	8	8	5	5
取扱件数	587	621	560	528	501	25	56	20	40	26	34	29	25	125	80	24	17

(注) 診療時間（午前9時～午後5時）1休日2施設で在宅輪番方式により実施している。

(3) 休日調剤薬局

休日における急病患者に対する調剤応需体制を確立することにより、区民の利便に供している。

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
実施日数		71	72	72	72	72	6	7	4	6	5	6	6	6	8	8	5	5
取扱 件数	合計	7,334	7,778	7,428	7,762	9,058	604	979	359	634	439	706	553	517	1,523	1,581	804	359
	昼間	5,902	6,332	6,087	6,331	7,299	445	789	289	504	335	590	476	395	1,263	1,245	652	316
	準夜間	1,432	1,446	1,341	1,431	1,759	159	190	70	130	104	116	77	122	260	336	152	43

(注) 昼間開局時間（午前9時～午後5時） 1休日4施設、準夜間（午後5時～午後10時）

1休日2施設で在宅輪番方式により実施している。

2 地域医療相談

患者やその家族から区内の診療所等に関する相談・苦情に応じ、自ら解決するための助言等を行うことを目的として、平成 20 年 9 月に「患者の声相談窓口」を開設した。現在、平日の 9 時～12 時と 13 時～16 時の時間帯に専任の看護師が電話相談を基本とした相談事業を行っている。

		総 数	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	施 術 所	病 院	そ の 他	な し	不 明
平成 25 年度		385	179	43	4	15	113	19	11	1
平成 26 年度		414	214	45	18	13	89	17	17	1
平成 27 年度		344	191	46	10	4	74	16	2	1
平成 28 年度		347	184	36	6	5	92	21	3	-
平成 29 年度		338	165	37	8	5	103	12	5	3
1 医療行為・ 医療内容	1 治療・看護の内容・技術	27	6	10	-	-	11	-	-	-
	2 医療過誤を疑うもの	4	2	-	-	-	2	-	-	-
	3 転院・退院	6	1	-	-	-	5	-	-	-
	4 医療関連法規制	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	5 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 コミュニケーショ ンに関すること	1 説明等に関するもの	30	16	6	1	1	6	-	-	-
	2 基本的マナーに関すること	10	6	1	-	-	3	-	-	-
	3 その他	1	-	-	-	-	1	-	-	-
3 医療機関等の 施設	1 衛生環境	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	2 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 医療情報等の 取扱	1 カルテの開示	6	1	1	-	-	3	-	-	1
	2 セカンドオピニオン	5	2	-	-	-	3	-	-	-
	3 広告	3	-	-	-	-	3	-	-	-
	4 個人情報・プライバシー	4	-	-	-	1	2	1	-	-
	5 診断書等の文章に関すること	4	1	-	-	-	3	-	-	-
	6 その他	1	1	-	-	-	-	-	-	-
5 医療機関等の紹介・案内		134	80	8	-	2	38	4	2	-
6 医療費 (診療報酬等)	1 診療報酬等	17	4	4	1	-	6	1	-	1
	2 自費診療に関すること	2	-	2	-	-	-	-	-	-
	3 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 医療知識等を 問うもの	1 健康や病気に関すること	57	38	3	-	1	10	4	1	-
	2 薬品に関すること	8	3	-	4	-	-	1	-	-
	3 制度について尋ねるもの	8	4	1	1	-	-	-	2	-
	4 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 そ の 他	1 主訴不明	4	-	-	1	-	3	-	-	-
	2 気持ちの受止め	5	-	-	-	-	4	1	-	-
	3 その他分類不能	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 災害医療の確保

大震災などの発生に備えて、日頃から災害時における医療救護体制の整備を進めている。

地区医師会等との協定締結、医療救護班の編成、避難所総合訓練における医療救護活動訓練の実施、災害医療運営連絡会の設置、トリアージ研修会の開催、災害用医療資器材や医薬品の備蓄等を行い、災害発生時に、より円滑に医療救護活動を行うことができるよう、体制整備に努めている。

医療資器材の備蓄場所	区内 17 箇所の備蓄倉庫（文京総合福祉センター等）
医薬品の備蓄場所	避難所医療救護所の備蓄倉庫（33 箇所）

4 地域医療連携推進協議会

平成 21 年度から、区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、区内医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局（薬剤師）の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化することを目的として、区内 2 医師会・2 歯科医師会・1 薬剤師会と区内の 4 大学病院・都立病院及び保健所等による地域医療連携推進協議会を開催し、検討を行なっている。

協議会では、各分野における課題の整理や協議・検討をするため、下部組織として、小児初期救急医療検討部会、高齢者・障害者口腔保健医療検討部会、在宅医療検討部会を設置している。

平成 27 年度には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（法律第 83 号）で、介護保険事業計画及び医療計画の整合性や医療・介護連携推進の取組みが示されたことから、在宅医療検討部会は、既設の文京区地域包括ケア推進委員会に新たに置かれた医療介護連携専門部会と委員構成を同一とし検討を進めた。

平成 28 年度には、これまでの協議・検討を踏まえ、各委員の専門性に基づき「地域における医療・介護の連携に関する現状と課題、解決に向けての取組案」をまとめた。

平成 29 年度には、区内の急性期病院へ入院した区民の退院後における自宅等での生活不安を解消し、在宅療養生活へ移行する際の一助とするため、「知って安心『退院までの準備ガイドブック』」を作成した。

5 在宅療養支援連携相談窓口

区内外の医療・介護関係者、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）及び区民からの在宅療養を含む、医療及び介護等に関する専門相談や医療相談（小児を含む）を受け付け、情報提供や関係機関との連携調整支援等を行うことを目的として、平成 28 年 4 月に「かかりつけ医・在宅療養相談窓口」を開設した。現在、平日の 9 時～17 時の時間帯に専任の看護師（介護支援専門員等の資格有）が電話及び F A X による相談を基本とした相談事業を行っている。

	相談件数	連絡調整・状況報告	計
平成 28 年度	199	49	248
平成 29 年度	172	24	196

(注) 連絡調整；相談者に、関係機関等と調整した対応を連絡すること。

状況報告；相談者又は関係者から相談対応後の報告があること。

第2 医事衛生

病院、診療所、歯科診療所、助産所その他の医療施設の開設、廃止等届出の受理及び許可事務、並びにこれらの施設の監視指導を行っている。さらに医師、歯科医師、その他医療従事者に関する免許事務を取り扱っている。

1 医療施設届出件数

		施設数	新規開設件数	廃止件数	変更件数等
平成25年度		1,025	84	76	301
平成26年度		1,048	105	82	279
平成27年度		1,061	102	89	241
平成28年度		949	92	204	255
平成29年度		980	109	78	260
内 訳	診療所	273	24	22	126
	有床	-	-	-	-
	無床	273	24	22	126
	歯科診療所	248	9	5	87
	有床	-	-	-	-
	無床	248	9	5	87
	助産所	13	1	-	-
	有床	1	-	-	-
	無床	12	1	-	-
	施術所	279	63	49	43
	出張施術	136	10	2	-
	歯科技工所	28	2	-	1
衛生検査所	3	-	-	3	

2 医療施設監視指導件数

	総 数	診療所		歯科診療所			助産所			施 術 所	出 張 施 術	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所	
		有 床	無 床	有 床	無 床	有 床	無 床							
平成25年度	189	91	-	91	65	-	65	1	1	-	26	-	3	3
平成26年度	196	56	-	56	104	-	104	2	1	1	27	-	5	2
平成27年度	186	63	-	63	71	-	71	-	-	-	47	-	1	4
平成28年度	509	53	-	53	91	-	91	-	-	-	357	2	5	1
平成29年度	212	81	-	81	58	-	58	1	-	1	67	1	2	2

3 病院監視指導件数及び經由事務件数

	病院施設数	救急指定数	救急医療監視件数	放射線監視(同行)件数	經由事務件数
平成 25 年度	11	8	5	5	107
平成 26 年度	11	8	2	5	191
平成 27 年度	10	8	3	5	86
平成 28 年度	10	8	4	5	157
平成 29 年度	10	8	2	5	172

4 医療従事者免許申請取扱件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	衛生検査技師	臨床検査技師	歯科技工士	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	死体解剖	受胎調節
平成 25 年度	1,514	246	56	89	403	35	631	6	-	15	1	7	6	5	5	2	7
平成 26 年度	1,511	250	58	91	372	29	647	5	-	14	6	5	11	5	10	6	2
平成 27 年度	1,490	243	58	125	299	28	682	8	1	21	-	3	6	5	4	7	-
平成 28 年度	1,484	246	57	137	304	24	665	6	-	17	-	4	7	3	6	6	2
平成 29 年度	1,521	244	92	123	295	46	664	9	-	18	-	5	9	5	5	4	2

5 医師・歯科医師・薬剤師等年末届受理件数

	総数	医師	歯科医師	薬剤師	看護師等	歯科衛生士	歯科技工士
平成 24 年 12 月末日現在	13,568	4,498	1,083	1,958	5,650	245	134
平成 26 年 12 月末日現在	13,867	4,730	1,112	1,798	5,817	260	150
平成 28 年 12 月末日現在	14,255	4,833	1,080	1,867	6,020	302	153

(注) 隔年集計

第3 薬事衛生

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づく医薬品販売業の一部に対する許可事務・監視指導を平成9年4月1日から行っている。

また、平成12年4月1日からは、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物販売業の登録事務・監視指導と、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき対象家庭用品の調査指導を行っている。

さらに、平成17年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく薬局、薬種商販売業、麻薬及び向精神薬取締法に基づく薬局関連の許可事務・監視指導と、医薬品医療機器等法に基づく管理医療機器販売業・貸与業、毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者の届出の受理事務・監視指導を行っている。医薬品医療機器等法等に基づく広告規制のほか薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例（東京都条例）に基づき医薬品等の広告の監視指導も行っている。

なお、医薬品医療機器等法改正により平成21年6月1日から店舗販売業の業態が追加され、平成24年5月31日を以って医薬品一般販売業、薬種商販売業（旧薬種商販売業を除く）及び特例販売業（歯科・ガス性）の業態が廃止された。

平成27年4月1日からは、医薬品医療機器等法に基づく高度管理医療機器等販売業・貸与業の事務が東京都から移管されたことに伴い、許可事務・監視指導を行っている。

1 薬事衛生関係施設数及び監視指導件数

		施設数	許可・登録・届出件数		廃止件数	変更届等	監視指導	
			新規	更新				
平成25年度		3,619	82	105	78	860	809	
平成26年度		3,613	70	107	69	1,429	854	
平成27年度		4,657	197	204	209	1,566	1,480	
平成28年度		4,518	190	635	339	1,821	1,641	
平成29年度		4,352	118	337	274	1,525	1,372	
医薬品	薬局	150	7	35	5	542	126	
	薬局医薬品製造承認	12	-	-	1	-	-	
	薬局医薬品製造販売業	12	-	2	1	2	10	
	薬局医薬品製造業	12	-	2	1	2	10	
	麻薬小売業者	124	5	48	8	270	100	
	向精神薬取扱者	150	7	35	5	-	126	
	覚せい剤原料取扱者	150	7	35	5	14	126	
	店舗販売業	48	1	9	2	170	100	
	薬種商販売業	1	-	-	-	-	-	
高度管理医療機器等	販売業	559	28	67	43	249	190	
	貸与業	501	24	63	41	214	166	
管理医療機器	販売業	1,479	24	-	135	8	165	
	貸与業	774	12	-	17	-	107	
毒物劇物	一般販売業	240	3	41	9	54	86	
	農薬用品目販売業	1	-	-	-	-	1	
	特定品目販売業	2	-	-	1	-	1	
	業務上取扱者	電気メッキ業	4	-	-	-	-	4
		その他把握	133	-	-	-	-	50
家庭用品取扱業							4	

2 医薬品・医療機器等一斉監視指導

医薬品医療機器等法に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対して一斉立入検査を行うとともに、医薬品等を収去して試験検査を実施している。

(1) 医薬品等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
平成 25 年度	83	77	6
平成 26 年度	89	60	29
平成 27 年度	91	76	15
平成 28 年度	92	81	11
平成 29 年度	75	68	7
薬 局	54	47	7
店 舗 販 売 業	21	21	-
薬 種 商 販 売 業	-	-	-

(不適理由) 薬局管理の不備、医薬品の陳列・保管管理の不備、変更届の未提出等

(2) 医薬品等収去検査結果

	検体件数	適	不適	検査項目数
平成 25 年度	5	5	-	39
平成 26 年度	5	5	-	58
平成 27 年度	5	5	-	40
平成 28 年度	5	5	-	48
平成 29 年度	5	5	-	49
医 薬 品	3	3	-	30
医 薬 部 外 品	1	1	-	7
化 粧 品	1	1	-	12
医 療 機 器	-	-	-	-

依頼検査機関：東京都健康安全研究センター

(3) 医療機器等一斉監視指導

	監指件数	適	不適
平成 25 年度	5	5	-
平成 26 年度	5	5	-
平成 27 年度	182	143	39
平成 28 年度	213	173	40
平成 29 年度	155	145	10

(不適理由) 販売管理体制の不備、管理帳簿の未整備、変更届の未提出等

3 薬事講習会

薬局及び医薬品販売業施設を対象に施設管理の徹底及び薬事衛生の知識の普及を図るために、薬事講習会を平成 9 年度から毎年実施している。

平成 29 年度は、文京区、新宿区、北区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の 8 区合同で薬局の新規管理者等を対象に平成 29 年 11 月 16 日板橋区立成増アクトホールにおいて講習会を実施した。出席施設数は 30 施設であった。

4 毒物及び劇物一斉監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、無機シアン化合物やトルエン等を取扱う毒物劇物販売業者及び電気メッキ業者等に対して一斉立入検査を実施し、毒物及び劇物の適正な保管管理、譲渡手続き等の重点監視指導を行っている。なお、電気メッキ業施設のシアン廃水検査も行っている。

(1) 毒物劇物販売業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
平成 25 年度	77	73	4
平成 26 年度	28	26	2
平成 27 年度	33	30	3
平成 28 年度	34	34	-
平成 29 年度	37	35	2
無機シアン化合物・トルエン一斉	25	25	-
農薬一斉	12	10	2

(不適理由) 譲渡手続の不備、変更届の未提出、SDSの未交付等

(2) 電気メッキ業一斉監視指導

	監視件数	適	不適
平成 25 年度	6	6	-
平成 26 年度	5	5	-
平成 27 年度	5	5	-
平成 28 年度	4	4	-
平成 29 年度	4	4	-

シアン排水検査件数	適	不適
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-
2	2	-

(3) 業務上取扱施設

	監視件数	適	不適
平成 25 年度	4	3	1
平成 26 年度	-	-	-
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	-	-	-
平成 29 年度	-	-	-
タンク施設	-	-	-
大学等	-	-	-

(不適理由) 不適切な廃棄処理

5 有害物質を含有する家庭用品の試買調査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、日常生活で使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防止する目的で、規制対象家庭用品の販売店に対し指導を行うとともに、規制対象家庭用品を試買して試験検査を行っている。

			検査件数	適	不適
平成 25 年度			50	50	-
平成 26 年度			47	47	-
平成 27 年度			47	47	-
平成 28 年度			47	47	-
平成 29 年度			47	47	-
検査項目	用途	検査対象品目			
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	繊維製品(衣類・下着等)	30	30	-
塩化水素・硫酸	酸性洗剤	住宅用洗剤 家庭用洗剤	-	-	-
水酸化ナトリウム・ 水酸化カリウム	アルカリ性洗剤		2	2	-
家庭用洗剤容器試験	酸性・アルカリ性洗剤容器		6	6	-
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品(寝衣・寝具等)	3	3	-
T・D・B・P・P	防炎加工剤		3	3	-
B・D・B・P・P化合物			3	3	-

依頼検査機関：保健サービスセンター本郷支所、一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所